

② 納品書に日付欄の記入はあるか。
 ア あり。 225所属
 イ 一部なし。 10所属
 ウ 全てなし。 0所属
 なお、一部なしの場合の主な内容は、「契約先が未記入提出し、記入依頼を失念した」であった。

③ 納品書の日付欄の記入方法の状況は。
※注2 監査対象において1件でもあったものを重複計上している。
 なお、ウ「電算プリントアウト」とは、納入事業者が作成した納品書に他の記載事項と同様に日付が印字されているものをいう。
 ア ごム印を押印 62所属
 イ 手書き 217所属
 ウ 電算プリントアウト 225所属
 エ 日付欄は空欄で入件印を押印 19所属

④ 納品書に日付欄の記入が手書きの記入者の状況は。
 ア 全て納入事業者が記入した。 209所属
 イ 一部納入事業者が記入した。 8所属
 ウ 全て所属において記入した。 0所属

⑤ 納品書には、必要な事項が記載されているか。
※注3 記載内容：あて先、納入事業者の住所及び氏名、品名及び規格品質、数量、金額等
 ア 記載されている。 231所属
 イ 一部記載されていない。 4所属
 なお、一部記載されていない場合の主な内容は、規格品質であった。

(4) 納品確認は厳格になされているか。
 ① 納品書へ、納品確認の署名が複数でなされているか。
 ア なされている。 222所属
 イ 一部なされていない。 13所属
 ウ 全くなされていない。 0所属
 なお、一部なされていない場合には、公用車のガソリン・軽油の店頭総油の場合等合理的理由があるもの以外に、「複数署名を失念した」ものがあつた。
 ② 県外等遠隔地から郵便、トラック便等で納入されたものがあるか。
 ア あり。 153所属
 イ なし。 82所属

③ 県外等遠隔地から郵便、トラック便等で納入されたものがある場合、納品書日付と納品確認日の相違が、納品書余白に記載されているか。
 ア 記載されている。 140所属
 イ 一部記載されていない。 2所属
 ウ 全く記載されていない。 11所属
 なお、一部又は全く記載されていない場合には、インターネット発注による宅配利用の事務用品納入事業者の場合で、納品書日付が到着日の設定になっている事例等合理的理由があるもの以外に、「少数のため、納品書日付に合わせていた」ものがあつた。

(5) 物品調達管理システムにより進行管理（特に年度末の物品要求書の進行状況の確認）を実施しているか。
 ア 実施している。 203所属
 (ア) システム画面 182所属
 (イ) プリントアウト 31所属
※注4 重複計上あり。
 イ 実施していない。 32所属
 なお、実施していない場合の主な理由は、「別途紙媒体の一覧表で管理している」、「年度末に物品要求が少数である」、「印刷物等調達に日数を要する発注がない」等であつた。

7 関係人調査について
 納品日、支払状況等の確認のため納入事業者に対し、地方自治法第199条第8項に基づき、関係人調査を実施した。
 (1) 関係人調査実施内容
 前年度実施した関係人調査で、県との契約件数が比較的多い事務用品関係4社と印刷製本関係2社に調査依頼を行い、うち事務用品関係1社と印刷製本関係2社から資料の提出を受けたが、協力を得られなかった各事業者からの辞退理由が「自社業務への過重負担」等であつたことに鑑み、平成22年度については、各所属から提出された重点事項調査（その1）に記載された8,317件の納品事例のうち、関係人の記入者負担軽減と調査の効率化の観点から、次のとおり抽出調査を実施したものである。
 ① 所属から提出された重点事項調査に記載された取引から、事務監査の際、別途定めた抽出基準に基づき、抽出して納品書及び請求書の写しを入手した。

② 入手した納品書及び請求書の写しのうち、納入事業者が作成した「電算プリントアウト」納品書で日付欄のみ手書きの場合等、修正が比較的容易と考えられる取引、又は何らかの疑義がある取引を有意抽出した。
次に、当該抽出事例について、納入事業者ごとの対象件数を集計し、抽出事例が集中した一部特定の事業者に対しては、記入者負担を軽減し回収率を向上させるために件数の補正を行った。

③ 最終的に、当該取引データを記載した依頼文書・回答文様式を送付し、「納品（売掛金発生）年月日」及び「納品場所」について、台帳（売掛金元帳）等のコピーを添付のうえ、回答を依頼した。
なお、取引記録が存在しない納品事例については、その旨の記載も依頼した。

(2) 関係人調査実施状況

① 第1回（7月上旬実施）

対 象：出先7所属分の12事業者21事例
回収率等：11事業者（回答率91.7%）19事例（回収率90.5%）
調査結果：翌年度納入1件

② 第2回（8月下旬実施）

対 象：本庁等18所属分の32事業者48事例
回収率等：31事業者（回答率96.9%）47事例（回収率97.9%）
調査結果：前年度納入1件

③ 第3回（9月下旬実施）

対 象：本庁等44所属分の43事業者70事例
回収率等：41事業者（回答率95.3%）68事例（回収率97.1%）
調査結果：前（翌）年度納入は、該当なし

④ 第4回（1月上旬実施）

対 象：出先60所属分の104事業者147事例
回収率等：96事業者（回答率92.3%）139事例（回収率94.6%）
調査結果：前年度納入2件

⑤ 第5回（1月下旬実施）

対 象：出先21所属分の42事業者55事例
回収率等：40事業者（回答率95.2%）53事例（回収率96.4%）
調査結果：前年度納入1件、翌年度納入1件及び前年度発注1件

⑥ 第6回（2月上旬実施）

対 象：出先14所属分の22事業者22事例
回収率等：21事業者（回答率95.5%）21事例（回収率95.5%）
調査結果：前年度納入1件

第1～6回合計

対 象：164所属分の延べ255事業者363事例
回収率等：延べ240事業者（回答率94.1%）
347事例（回収率95.6%）

調査結果：前年度納入5件、翌年度納入2件及び前年度発注1件

※注5 1 複数回の調査対象となり、調査に協力いただいた事業者が存在するため「延べ」としている。

2 平成23年2月28日現在の計数である。

3 「前年度発注」とは、平成22年度当初に納品となるように平成21年度中に事業者に対し発注行為（契約）を済ませ、平成22年度に物品要求書の作成を行い、事後的に決裁を受けたものを言う。

(3) 関係人調査実施結果

関係人調査の結果、前受金、仮受金、預かり金等の不正流用につながる、いわゆる預け金は確認できなかった。

また、表1の「一覧表」とおり「前年度納入」又は「翌年度納入」となっているものが7件、「前年度発注」が1件確認された。

これらは、関係人調査等によって得られた売掛金の発生日（売上げ・納品日）と各所属の支出命令書に添付されている納品書の日付及び検収日を突き合わせると、不整合が判明した事例であり、かつ双方の記録する納品年度が異なるいわゆる「年度またぎ」が想定された事務処理であって、各所属に対し当該不整合の理由等を文書照会し、その回答を得た、事実確認済みのものである。

当該「前年度納入」、「翌年度納入」及び「前年度発注」については、県公報による定例監査結果に登載し、より適正な財務事務の執行に資するよう、それを指導事項として公表している。

なお、当該8件以外にも、いわゆる「年度またぎ」の可能性はないが、関係人調査等によって得られた売掛金の発生日（売上げ・納品日）と、各所属の支出命令書に添付されている納品書の日付及び検収日とが相違していた複数の不整合事例があり、このうち3月及び4月の県の閉庁日や、通常送達に要する日数等を考慮したとしても、乖離としては大きいと考えられる乖離日5日以上の事例が22件あった。

これらも、納品書への日付記入の徹底、納品確認の厳格化をその方法とする物品調達事務の適正執行通知の主旨を考慮すると、妥当とはいえない事務処理である」と推認せざるをえないものがある。

8 総括

現在の厳しい経済情勢や財政状況のなか、本県の物品購入等の適正執行を図ることは、重要な課題の一つであることに変わりはないところである。

今回の監査の中でも、いわゆる預け金、一括払い、差し替えの不正経理は確認されなかったが、8件の物品購入等において、「前年度納入」若しくは「翌年度納入」又は「前年度発注」となっていた事務処理が確認された。

平成21年11月に納入局長が通知した物品の検収方法等についての再発防止策が、確実に実施されているかを検証する必要があることから、平成22年度においても、引き続き「物品購入等の契約、検収、支払い等は適正か。」を重点事項とし、前年度実施の1契約3万円以上のものから、少額な納品事例へもその対象を拡大して、258所属の監査を実施したものであるが、再び、一部に不適正な物品調達事務が確認された結果は、誠に遺憾であると言わざるをえない。

今後は、当該再発防止策を、より一層着実に実行することにより、計画的かつ効率的な物品購入等の事務の執行に努めるとともに、法令等を遵守した職務執行のさらなる推進を、強く要望するものである。

表 1

「前年度納入若しくは「翌年度納入」又は「前年度発注」の納品事例一覧

部署名	所属名	内容	支払額 (単位:円)	支出年度	形態	納品書有無	納品書交付	検収年月日	納入事業者 名称 発注日	備考
福祉保健部	中央児童相談所	印刷製本	4,200	22	前年度発注	有	4月7日	4月7日	3月31日及び 4月7日	
	青森福祉センター	印刷製本	97,660	21	翌年度納入	有	3月31日	3月31日	4月9日	
観光部	国際交流課(文ボートセンター)	物品購入	151,750	22	前年度納入	有	4月2日	4月2日	3月31日	
	富士東部農務事務所	物品購入	78,000	21	翌年度納入	無	-	3月23日	3月31日 「ラック販売票」4月1日付	
農政部	畜産試験場	物品購入	28,831	22	前年度納入	有	4月5日	4月5日	3月30日	
	北北高等学校	物品購入	10,920	22	前年度納入	有	4月13日	4月13日	3月18日	
教育委員会	白旗高等学校	物品購入	71,720	22	前年度納入	有	4月6日	4月6日	3月31日	
	甲府支庁学校	物品購入	7,090	22	前年度納入	有	4月6日	4月6日	3月27日	
合計	8所属	9件	314,161							

第3 「事務機器のリース契約は適正か。」について

1 選定理由

リース物件の契約期間は、機器類の一般的な法定耐用年数に準拠するなど合理的な基準に基づいて算定されるべきものであり、期間満了時についても再利用可能な機器類については、再リース契約を締結することにより、資源の有効活用とともに経費の節減が可能であると考えられる。したがって、各所属の事務機器のリース契約の状況を監査し、分析することにより、効率的な財政運営上の一助とするため重点事項としたものである。

2 実施にあたっての着眼点

- (1) リース契約の契約方法は適正か。
- (2) リース期間の設定は適正か。
- (3) リース期間満了時の取扱いが妥当か。

3 実施方法

- (1) 定例監査の中で実施した。
- (2) 別に定めた重点事項調査書(その2)により、事前に監査対象所属に対し調査書を配付し、記入を依頼のうえ監査時に確認し、これに基づき確認票を作成した。
- (3) 重点事項調査書(その2)の対象は、平成21年度末の平成22年3月31日時点で締結している事務機器のリース契約とした。

4 監査実施期間

平成22年4月26日から平成23年2月10日

5 監査対象所属

監査対象	監査実施所属数	重点事項該当所属数
平成22年3月31日時点 の事務機器リース契約	258所属 ※注1	118所属

- ※注1 次の4所属を含む。
- 1 「公立大学法人山梨県立大学」に移行した「県立大学」
 - 2 「県立病院経営企画室」
 - 3 「地方独立行政法人山梨県立病院機構」に移行した「中央病院」及び「北病院」

6 監査実施結果

重点事項調査（その2）に該当があった118所属の主な状況は、次のとおりであった。

(1) リース対象の事務機器等について

- ① 各リース機器を購入した場合の売買価格を知っているか。
 ア 知っている。 46所属
 イ 一部の機器は知っている。 18所属
 ウ 知らない。 54所属

② 各リース機器の法定耐用年数を知っているか。

- ア 知っている。 74所属
 イ 一部の機器は知っている。 15所属
 ウ 知らない。 29所属

③ 「再リース」契約について知っているか。

- ア 知っている。 113所属
 イ 知らない。 5所属

(2) 現在の事務機器のリース契約について

① リース契約の契約方法は適正か。

- ア 適正である。 116所属
 イ 不適正あり。 2所属

なお、不適正ありの場合の内容は、「契約書に長期継続契約である旨等の条項の記載がなかった」及び「契約書に契約保証金免除の条項の記載がなかった」であった。

② 契約締結にあたり、予定価格のように設定しているか。

- ア 積算 73所属
 イ その他 70所属

※注2 重複計上あり。

なお、その他の場合の主な内容は、「予算要求時の事業者参考見積」、「再リース契約移行のための事業者参考見積」であった。

③ 予定価格を積算で設定している場合、リース料率、保守料金を考慮した内容であるか。

- ア 考慮している。 45所属
 イ 考慮していない。 41所属

※注3 重複計上あり。

④ 山梨県財務規則第168条に規定する占有物品に関する事務処理は適正であるか。

- ア 適正である。 90所属
 イ 不適正あり。 28所属
- リースで導入した事務機器について、占有物品受入調査又は占有物品払出調査を作成していなかった所属が、多数存在していた。

⑤ 契約締結時又は契約締結後、リース価格の内訳明細書（リース料、保守料及び導入経費）を入手しているか。

- ア 入手している。 17所属
 イ 入手していない。 101所属
- リース価格の詳細内容であるリース料、保守料、導入経費が明記された内訳明細書を事業者から入手していた所属は、少数であった。

(3) 現在の事務機器のリース契約に、入替（機器更新）契約がある場合について

① 入替契約の有無は。

- ア あり。 49所属
 イ なし。 69所属

② 入替契約の要因は。

- ア 旧リース期間満了 49所属
 イ その他 5所属

※注4 重複計上あり。

なお、その他の場合の主な内容は、「再リース契約の旧事務機器が故障し、修理不能のため」等であった。

また、入替（機器更新）にあたり、再リースとしなかった主な理由は、「旧事務機器が故障多発」、「旧事務機器が、再リースであった」、「機器類のスペックを考慮」、「機器等のサポート体制を考慮」等であった。

(4) 現在の事務機器のリース契約に、再リース契約がある場合について

- ① 再リース契約の有無は。
 ア あり。 58所属
 イ なし。 60所属

- ② 再リース契約の要因は。
- ア 旧リース期間満了
 - イ その他
- 57所属
1所属

- ③ 再リース契約を選択した理由は。
- ア リース月額が安価となるから。
 - イ 機器が使用可能であるから。
 - ウ その他
- 38所属
43所属
17所属

※注5 重複計上あり。

なお、その他の場合の主な内容は、「1年契約の再リース契約の延長」、「機器更新が予定されている時期までの中継として」、「部局内でリース契約を締結している複数機器類のリース満了時期を統一するため」、「機器更新が予定されている他契約と一括契約するため」等であった。

- (5) 現在の事務機器のリース契約に、平成22年3月31日でリース期間満了となる契約がある場合について、その後の対応は。

- ア 再リース契約を締結した。
 - イ 当該事務機器を時価で買い取った。
 - ウ 新規にリース契約を締結した。
 - エ 新規に事務機器を購入した。
 - オ その他
- 55所属
0所属
13所属
0所属
8所属

※注6 重複計上あり。

なお、その他の場合の主な内容は、「リース終了」であった。
また、最近の複写機が、複写機、フアクシミリ、スキャナ及びプリンタの機能を併せ持つデジタル複合機であることを考慮し、従前のフアクシミリのリース契約の満了にあたり、フアクシミリのリース更新を行わず、当該複写機のフアクシミリ機能の活用に対応することにより、経費の削減を図った事例もあった。現在使用中のフアクシミリの更新時期には、複合機の活用についても検討されたい。

7 リース契約の状況について

各所属から提出された重点事項調査（その2）に記載された416件のリース契約事例を集計、分析した結果は、次のとおりであった。

- (1) リース機器導入の契約状況について
- ア 新規契約
 - イ 入替（更新）契約
 - ウ 再リース契約
- 161件
124件
131件

(2) リース月額について

- ア 新規契約
 - イ 入替（更新）契約
 - ウ 再リース契約
 - 合計
- 21,732,926円
53,092,352円
10,675,363円
85,500,641円

(3) リース契約総額について

- ア 新規契約
 - イ 入替（更新）契約
 - ウ 再リース契約
 - 合計
- 1,298,812,938円
2,858,299,535円
90,824,936円
4,247,937,409円

(4) リース機器の分類について

- ア フラクシミリ
 - イ 情報処理システム機器
 - ウ サーバ
 - エ パーソナルコンピュータ
 - オ 印刷機
 - カ その他（コピー複合機、コピーター等）
- 102件
86件
15件
75件
49件
89件

注7 所属から提出された重点事項調査（その2）の「件名（内容）」に記載された名称で分類した。なお、イ「情報処理システム機器」は、当該「件名（内容）」に「システム」の用語があるものを便宜的に分類している。
事務機器の分類別では、フлакシミリが最も契約件数が多かった。

(5) 契約締結にあたり、予定価格はどのように設定されているか。

- ア 積算
 - イ その他
- 258件
158件

なお、その他の場合の主な内容は、「予算要求時の事業者参考見積」、「再リース契約移行のための事業者参考見積」であった。

(6) 予定価格を積算で設定している場合、リース料率、保守料金を考慮した内容であるか。

- ア 考慮している。
 - イ 考慮していない。
- 179件
79件

8 総括

- (1) リース契約について